

航空機オペレーティング・リース契約と実務(上)

弁護士 瀬野 克久
弁護士 岩瀬ひとみ

本稿では、航空機リースの現状を踏まえたうえで、一九九七年の税制改正によりクロスボーダーの日本型レバレッジド・リースが困難になったことによって、今後、ますます需要が伸びると予想される航空機オペレーティング・リースについて、航空機オペレーティング・リースの意義および特徴、航空機オペレーティング・リース契約における法的問題および主要条項を解説し、最後に、日本における航空機オペレーティング・リースの将来を展望する。

■ 航空機リースの現状

1 航空機リースの現状

諸国に限定すると、六〇%が自社所有、一九%がファイナンス・リース、二一%がオペレーティング・リースである。北米では、四八%が自社所有、四

a 航空機ファイナンスの現状
一九九七年中期現在の統計によると、一九八五年以降に製造された世界の商業用航空機のうち、四九%の航空機が航空会社の自社所有で、三〇%がファイナンス・リース、二一%がオペレーティング・リースにより利用されている。アジア・太平洋用されている。アジア・太平洋

グ・リースである(注1)。

地域によりこのような違いが生じるのは、低コストかつ税務メリットのあるリースの可否が地域によって異なることによるものと思われるが、航空機を調

達する際に柔軟かつ短期的な需

要にも応えられるような方法で航空機を調達したいという点、および低コストかつ税務メリットのある方法を利用したいとい

う点は、どの地域の航空会社に

■ 航空機リースの現状

1 航空機リースの現状

グ・リースの歴史
4 航空機オペレーティング・リース取引における留意点(以上本号)

2 日本における航空機ファイナンス——税制改正によるクロスボーダーのJししの終焉

3 航空機オペレーティング・リースに対する需要

■ 航空機オペレーティング・リース

1 航空機オペレーティング・リース

グ・リースの意義

2 航空機オペレーティング・リース

グ・リースの特徴

3 航空機オペレーティング・リース

1 主要条項の内容
2 國際取引における留意点
3 日本における航空機リースの将来的展望

■ 航空機オペレーティング・リース契約の留意点

リース契約における法的問題および主要条項(実務経験を踏まえて)

1 航空機オペレーティング・リース契約の留意点

も共通することであろう。

b 航空機ファイナンスの需要

一九九〇年代の終わりまでに、新造航空機の約六割がオフ・バランスシートの方法によりファイナンスされると推測されており、これは、金額としては年間三五〇億米ドルになる。つまり、向う五年間で必要となるファイナンスの金額は、一〇〇〇億米ドルに上るといわれている。

現在も続いているアジアの経済危機を考慮に入れると、右の予想は若干修正されなければならぬとも思われるが、長期的には、アジア経済危機の影響もそれほど大きくなく、航空機おとく航空機のためのファイナンスに対する需要は、今後も伸び続けるであろう（注2）。

2 日本における航空機ファイナンス——税制改正によるクロスボーダーのJLJの終焉

日本のリース市場は、過去一〇年間、世界的にみても、節税メリットのための航空機ファイナンスの主要な市場であった。

日本のリース産業によるクロ

スボーダーの（国境を越えて行なわれる）航空機ファイナンスは、一九七〇年代の終わり頃、

いわゆるサムライ・リース（注3）から始まり、ショーグン・リース（注4）へと続き、一九

八五年以降の日本型レバレッジ

ド・リース（JLJ）（注5）

により飛躍的に拡大した（注6）（注7）。ところが、一九九

七年一二月一六日に発表された

税制の改正により、クロスボーダーのJLJは終焉を迎えた。

すなわち、一九九八年一〇月一

日以降に締結される外国航空会

社の航空機にかかるファイナン

ス・リース（クロスボーダーの

ファイナンス・リース）に関し

て、リース物件の減価償却方法

が見直され、「リース期間定額

法」によらなければならないこ

ととされたのである（注8）。

これにより、従来定率法による

減価償却によって生み出されて

いた税法上の効果はなくなり、

クロスボーダーJLJによる投

資は存在意義を失うこととなつ

た。もつとも、JLJは全滅す

るわけではなく、日本のエン

ド・ユーザーに対するJLJは、

今後も続くのであるが（注9）、

クロスボーダーJLJが、過去

一〇年以上にわたって世界の航

空機ファイナンス市場を支配し

てきたという形で存在しなくな

るのは事実である。

ド・ユーザーに対するJLJは、

航空機ファイナンスに対する需

要是、今後も伸び続けることが

予想され、ことに、クロスボー

ダードのJLJがなくなった日本

においては、航空機オペレー

ティング・リースがこれまで以

て利用されることが予想され

る。

3 航空機オペレーティング・リースに対する需要

2 航空機オペレーティング・リース

1 航空機オペレーティング・リースの意義

a 航空機オペレーティング・リース

オペレーティング・リースと

リース

b 航空機ファイナンス・リースとの本質的な相違点

航空機ファイナンス・リース

このように、航空機の需要、

航空機ファイナンスに対する需

要是、今後も伸び続けることが

予想され、ことに、クロスボー

ダードのJLJがなくなった日本

においては、航空機オペレー

ティング・リースがこれまで以

て利用されることが予想され

は、本質的にファイナンスであるから、レッサーは、収益を生むもの、投下資本回収の源としての当該資産に着目するのではなく、レッサーに対する信用に着目して行なわれる。航空機を所有することにより生じるリスクや利益の大部分はレッサーが受け、レッサーの収益は、レッサーがそのすべての義務を履行するということを前提としてあらかじめほぼ決まっている。

これに対しても、航空機オペレーティング・リースは、本質的に賃貸借であるから、そこでは、レッサーは収益の源ではなく、レッサーは、個々のレッサーから収益を得ること、返済を受けることについて信用を有しない。レッサーは、一レッサーに着目するのではなく、航空機に投下した資本を回収し収益を上げるために、いくつものリースを連続してアレンジし、最終的にその航空機を売却する自らの能力に頼ることになる。オペレーティング・リースにおいては、レッサーは、高いリース料（賃料）やリース終了後返還されたリース物件を高い価額

で売却することにより利益を受け、また、レッサーによる債務不履行や低いリース料により損害を被る（注13）。

2 航空機オペレーティング・リースの特徴

航空機オペレーティング・リースには、次のような特徴がある。これらの特徴は、一般的なものではあり、すべての航空機オペレーティング・リースに当てはまるわけではない。

① リース期間

リース期間は、通常、航空機の寿命に比べて相当短く、三ヶ月～三ヶ月分のリース料の当てはまるわけではない。

② リース料

リースにおいては、レッサーが当該航空機に投下した資本をリース期間中にすべて回収するわけではないため、リース料は、航空機の購入価格や金利ではなく市場の状態に左右される（注15）。一ヶ月のリース料は、航空機の価値の〇・八五～一・五〇%といわれている（注16）。

リース料は、通常、一ヶ月ごとに前払いされる（注17）。
③ セキュリティ・デポジット
航空機オペレーティング・リースにおいては、通常、航空機の引渡し前に、オペレーティング・リース契約におけるレッサーの義務を担保するため、レッサーがレッサーに対してセキュリティ・デポジットと呼ばれる保証金を積む。セキュリティ・デポジットの金額は、通常、二～三ヶ月分のリース料の金額に相当する。積む方法は、現金またはファーストクラスの銀行によるレター・オブ・クレジットによる場合が多い（注18）。

④ メインテナンス料等

航空機オペレーティング・リースにおいては、通常、レッサーは月々の利用の度合いに応じて、メインテナンス料や補助リース料を追加して支払う。これは、将来の主要なメインテナンスの費用（注19）に充てられる。

⑤ メインテナンス

⑧ サブ・リース

航空機オペレーティング・リースにおいては、レッサーによる航空機のサブ・リースが厳格に制限される。オペレーティング・リース契約において許容されるサブ・リース先を列举しているものや、サブ・リースにつき常にレッサーの承認が要求されているケースもある。

⑨ リース更新権・航空機買取オプション

航空機オペレーティング・リースにおいては、レッサーは、リース更新するオプションや航空機を買い取るオプションを有しない」とが多い(注20)。

⑩ その他

ローン契約やファイナンス・リース契約と異なり、一般的に、航空機オペレーティング・リース契約には、財政上の確約に関する条項が置かれない。

3 航空機オペレーティング・リースの歴史

- a 航空機オペレーティング・リースの沿革
- b 航空機のオペレーティング・リース

リースは、元来、航空会社が余った航空機や古い航空機を緊急機に回すという目的から、一九六〇年代に発達した。はじめの頃は、中古航空機のみがその対象とされ、航空会社がレッサーとなり他の航空会社にリースしていた。

一九七〇年代半ばに、取引が活発になり、航空会社から剩余航空機を購入し、それを他の航空会社にリースする航空機リース専門会社 (International Lease Finance Corporation (ILFC) や Guinness Peat Aviation (GPA) など) が現れ、一九八〇年代半ば頃から、ILFC や GPA がメーカーにより直接新造航空機を購入して、航空会社にリースするようになり、現在のオペレーティング・リースのような形になった。次第に、リース会社による新造航空機の購入は、増加、多様化した(注21)。

② 設立されたばかりの航空会社の多くにとって、航空機オペレーティング・リースは、手段である(注23)(注24)。

③ 航空機を購入する資金や信用力を有しない航空会社やレンダーが貸付額の制限を受けるような管轄内にあるため、メーカーから直接購入する資金を得ることができないという理由からオペレーティング・リースを利用する航空会社(注25)もある(注26)。

④ 貸借対照表における資産と負債の比率を改善するという理由からオペレーティング・リースを利用する航空会社もある。オペレーティング・リースがレッサーである航空会社の貸借対照表に現れないという点を利用するのである。

⑤ 特定の機種の航空機を短期間だけ運航するために、オペレーティング・リースを利用する航空会社もある。短期的な需要に応じて利益を上げるために、かかる短期的な需要のために特定の機種の航空機を長期間所有することを避けるためである。

c 日本におけるオペレーティング・リース

わが国における航空機オペレーティング・リースは、当初は税務メリットのためではなく、低コストで利益を上げ、最終的に市場で売却することによりキャピタル・ゲインを得ることを目指していた。一九九〇年代前半以降、投資家ベースで、税務メリット(法人税の繰延べや相続税の削減)を享受するためのもの、キャピタル・ゲインを目指したものなどさまざまなものへと広がった。

わが国における税務上のメリットを目指した航空機オペレーティング・リースは、現在、小康状態であるといえるが、中古航空機の価格が安定していることなどにより、近年、

取引量が再び増加し、毎年、一年間当たりの取引量は金額にして三億～六億米ドルに上る。クロスボーダーのJLSLの終焉に伴い、今後、取引量はさらに増加する」とが予想される。

4 航空機オペレーティング・リース取引において留意すべきポイント

航空機オペレーティング・リース取引においては、レッサーの利益の大部が最終的に航空機を売却したときの売却価格からもたらされるため、最終的に航空機が売却されるまでレッサーの利益は現れない。

したがって、レッサーとしては、利益を上げるために、①航空機を購入する時の購入価格（注27）、②リース料（注28）、③航空機を所有する期間を通してリース料率を低下させることによって、他の金融に比較してもきわめて低い水準のリース料を設定することが可能となる（注29）。

（注4）一九八一年以降発達した、日本のリース会社が海外で航空機等をいったん取得し、外航空機を売却する時の売却価格に留意する必要がある。また、航空機を売却することおよび航空機を売却する時の売却価格を有利にするために、レッサーは、タイミングを測つて航空機を売却すべきであり、条件次第では航空機を保持しなければな

らない場合もある。そのため

に、④レッサーは、日頃から資本を維持しておかなければならない。さらに、他の取引同様、
⑤借入コストを低く抑える」とも重要なである。

下、沢木＝石黒監修・前掲注3二六七頁以下参照)。

(注5) 投資家が借入れにより航空機を取得し、航空会社等に対して航空機等の法定耐用年数よ

り長いリース期間を設定し、航空機をリースするもので、リース開始後六～七年間の赤字を本

業の利益と通算することによつてタックス・メリットを得ようとするものである(太田監査法

人編「新版リースの会計処理と税務」二二七頁)。課税所得を

継続的に毎期計上している企業が、リース物件の所有者およびレッサーとなって、償却資産を保有することによるキャ

ンユ・フロー上の節税効果を得

てリース料率を低下させること

によって、他の金融に比較してもきわめて低い水準のリース料を設定することが可能となる

(沢木＝石黒監修・前掲注3二七二頁参照)。

(注13) もともと、オペレーティング・リースにおいても、ファイナンス・リースにおけるのと同様、航空機を使用することから生ずる運航上のリスクの大部分を受け、そこから生じる収益の大部分を得るのはレッサーである。

(注14) 六ヶ月より短い期間、または一二年より長い期間のものもある。

(注15) 航空機をオペレーティング・リースするビジネスは、商

あり、一九九六年から一九九七年度は、JLSLマーケットの約四分の一が航空機以外の資産によるものであるといわれている。

(注8) 太田昭和監査法人編「新版リースの会計処理と税務」〔第三版〕二三九頁参照)。

(注9) したがって、たとえば日本航空または全日本空輸に対する航空機リースは、今後もJLSLの方式で行なわれる。

(注10) 宮内義彦「リースの知識」二二一頁以下。

(注11) コンピュータ、測定機器、建設機械、乗用車、海上コンテナ等である。

(注12) 宮内・前掲注10一二四頁以下。

(注13) もともと、オペレーティング・リースにおいても、ファイナンス・リースにおけるのと同様、航空機を使用することから生ずる運航上のリスクの大部分を受け、そこから生じる収益の大部分を得るのはレッサーである。

(注14) 六ヶ月より短い期間、または一二年より長い期間のものもある。

(注15) 航空機をオペレーティング・リースするビジネスは、商

(注1) Andrew Littlejones = Stephen McGaile『Aircraft Financing Third Edition』八頁。
(注2) Littlejones = McGaile・前掲注1一〇頁。

(注3) 当時のわが国の大半な黒字を減らすために、日本輸出人銀行の緊急輸入外貨貸制度(一九七八年)を利用してドル建て国際航空機リースである(加藤一郎＝椿寿夫編「リース取引法講座」二三五頁以下、沢木敬郎＝石黒一憲監修「国際金融取引」二六七頁以下参照)。

(注4) 一九八一年以降発達した、日本のリース会社が海外で航空機等をいったん取得し、外國の政府機関や企業に円建てで長期間リースする(割賦販売契約形式)の航空機リースである(吉村公雄＝河野哲夫＝阿部定篤＝園野耕一「新銀行実務総合講座7国際金融」二二八頁以

(注5) 六〇〇〇億米ドルを超える資産がJLSLによりリースされたといわれている。

(注6) 六〇〇〇億米ドルを超える資産がJLSLによりリースされたといわれている。

(注7) なお、従来、巨額の取引は航空機ファイナンスにおいて行なわれてきたが、最近は、電話機やバス等の他の大型資本資産のファイナンスも増加傾向に

(注8) 六ヶ月より短い期間、または一二年より長い期間のものもある。

(注9) 航空機をオペレーティング・リースするビジネスは、商

品を取引するビジネスに似ており、レッサーの利益は需要と供給のバランスにより変化する。

需要が供給を上回る場合、リース料やリース物件の売却価格は上昇し、逆に供給が需要を上回る場合、新たなレッサーを探すことさえむずかしくなり、リース料も航空機のキャピタル・バリューも低下する。

(注16) 近代の商業用航空機の一ヵ月当たりのリース料は航空機のキャピタル・バリューの〇・九一・一%であり、古い航空機ほどリース料の航空機のキャピタル・バリューに対する割合は高くなる。

(注17) 信用力の高い航空会社のなかには、月々または年四回払いの後払いを交渉する会社もある。

(注18) したがって、オペレーティング・リースにより航空機を取得する場合に、レッサーが最初に負担する金額は、第一回のリース料(前払い)も含めて、航空機の価値の約4%にすぎない。

(注19) メインテナンス料は、通常、主要なメインテナанс(機体のD-checkその他の検査、エンジン等のメインテナанс、部

品の交換、ランディング・ギアの分解検査等)の一時間当たりの概算コストにより決定される。

(注20) 理論的には、リースの更新や航空機の買取は、市場における公正な価格によりなされる。ことになるため、これらのオプションを与える場合、レッサーにとって損失となることを避けたため、通常、最低価格が規定される。

(注21) 初期は新造のB737-300ばかりであった。

(注22)

世界の航空機のうち約二〇%がオペレーティング・リースによるものである。

(注23) 事前の注文をしていないため、メーカーより新造航空機を取得することができないからである。

(注24) 新しい航空機を注文したり、以前のリース契約に基づいて返還を受けることにより、レッサーは、通常、メーカーよりもより短期間で航空機を提供することができる。

(注25) 多くの南米の航空会社である。

(注26) レッサーは、レッサーの信用よりも資産価値を重視するので、信用力の低い航空会社と取引をすることができる。

(注27) メジャーなレッサーは、購入力がありメーカーに大量に注文をするため機体やエンジンの購入価格をディスクOUNTしてもらえる。小規模のレッサーは、メジャーなレッサーが受けられるようなディスクOUNTをしてもらえないため、税務メリットや市場の動きなどに注目せざるを得ない。

(注28) リース料は市場における需要と供給により影響を受けると前述したが、短期的にみると、レッサーがレッサーの信用力をどの程度無視するかというとに左右される。リース期間終了後に航空機を保持したいと考えている場合は、レッサーの信用力が低くても高いリース料をとることがより利益に繋がるが、航空機を将来投資家に売却したいと考えている場合は、投資家社会において受け入れられやすいように、リース料が低くても信用力の高いレッサーを選択すべきであるということになります。

◎「コンプライアンス」の本質がよくわかる！
◎経営リスク回避・企業倫理確立へ、
金融機関役職員必読の書！

よくわかる 金融機関のコンプライアンスQ&A

—経営倫理と法令遵守の確立策—

コンプライアンス研究会 ■ ● A5判・定価1,890円(税込)

►「コンプライアンス」の本質、各種の具体的改革・改善案、外部チェックの在り方等を、Q&Aスタイル70問で分かり易く解説！
►全国銀行協会連合会／全国信用金庫協会
関連資料も収録！

社団法人金融財政事情研究会 お申込先→株式会社 きんざい 書籍係 電話 (03)3358-2891(FAX (03)3358-0036

航空機オペレーティング・リース契約と実務(中)

弁護士 瀬野 克久
弁護士 岩瀬ひとみ

目 航空機オペレーティング・リース契約における法的

問題および主要条項

1 航空機オペレーティング・リース契約の意義

リース契約は、本質的に賃貸借であり、レッサーの利益は最終的に航空機を売却した時の売却

2 主要条項の内容

ティング・リースも、他の国際取引（クロスボーダーの取引である場合）やJLSL等他の航空機リース取引同様の問題点も争んでおり、それらの点についても留意しなければならない。

以下では、実際の航空機オペ

レッサーは、航空機の価値を保全する必要がある。したがつて、航空機オペレーション・リース契約の契約条項の多くは、引渡時における航空機の状態、リース期間を通しての支払額及び航空機のメインテナンスの必要性についての規定である。このうち、最も重要なのが、航空機の運航権である。

以下では、実際の航空機オペレーション・リース契約に含まれる主要な条項をあげ、適宜説明を加える。なお、各条項の内容が個々の契約により異なることはいうまでもない。

当事者 a

事者である。 レッサーおよびレッシーが当ける航空機の引渡しに関するものとなる。

目次

Ⅳ 航空機リースの現状

1 航空機リースの現状

四 航空機オペレーティング・

リース契約における法的問題

（踏まえて）

1 航空機オペレーティング

2 契約の意義

(以上本号)

3 國際取引における留意点

四 日本はわれの前途の概観 の将来的展望

卷之三

holding Tax) が懸念される。

がある。このような場合に、源泉徴収税の支払を回避するため、航空機保有会社が、まず、ある国の特定の会社へ航空機を

リースし、この会社が航空会社に対して当該航空機をリースすることのが少くない（航空機保有会社が特定の会社を経由して航空会社に対して航空機をリースすることになる）。かかる場合、航空会社としては、直接のレッサーの義務につき、航空機保有会社から連帶保証をとるべきか検討する必要がある。

また、リースの場合、二重課税を免除する措置を利用するこによりレッサーに課される税率が変わる場合もあるので、かかる観点から、当事者の選択を含めストラクチャーを検討する必要もある。

b 基本原則

レッサーがレッシーに対して、当該航空機およびエンジンをリースする旨を明らかにする条項である。航空機は型式、製造者番号、登録番号等により特定され、エンジンは型番号、製造者番号により特定される（注29）。

c 表明および確約 (Representations and Warranties)

条項

当事者が、相互に種々の事項

（自社が適法に設立して存続する会社であること、当該リース契約を締結する権能を有していること、社内の手続その他の手続を適正に踏んでいること等）

について表明し、確約する条項である。レッシーがここで表明、確約した内容が誤りであると判明した場合、債務不履行に該当する（後述W（次回掲載）参照）。

レッサーの立場からすると、当該表明および確約がリース契約締結日現在のみならず航空機引渡日においても同様になされねばならないと規定すべきである。

d 前提条件 (Conditions Precedent) に関する条項

クロスボーダーのリース契約においては、レッサーがレッシーの弁護士等から意見書（legal opinion）を受領することが条件とされるのが一般的である。

通常、レッサーは、レンジーの本国の弁護士および当該航空機の登録国の弁護士から（航空機の現在地が異なる場合は現在地の弁護士からも）、レッシー

が当該リース契約上の債務を履行することが法律その他の法規に違反しないこと、レッシーにおいて必要な社内手続がすでに執行可能であること等を確認する内容の意見書をとる。

また、当該航空機の登録国の弁護士からは、当該航空機が有効に登録され、当該オペレーターイング・リース契約上のレッシーの債務不履行があれば同契約の条項に従い、レッサーにより有效地に登録抹消されることも確認する。

もとも、かかる意見書を徵したとしても、不適法な当事者の合意が適法になるわけでもないし、また、たとえかかる意見書が存在しなくとも、適法な当事者の合意が不適法になることもない。弁護士からの意見書は裁判所の確立した判例でも、政府による確立した公式見解でもないでの、その正確性が完全に保証されているわけではなく、これを金科玉条のように掲げ、これさえあればレッサーの権利が完全になると信じては

いけない（注30）。

e 引渡し (Delivery) に関する条項

引渡日 (Delivery Date)、引渡場所、引渡条件、航空機の技術状態についての合意等（レッシーによる引渡日前の航空機を検査および検査の際発見した欠陥の修繕等）、機内のカーベット、シート・カバー等の処理（注31）等について定められる。

航空機の引渡しは予定された引渡日よりも遅れることが少なくなく、したがって、レッサーが、引渡しが遅延したことによる損害の賠償または引渡しの最終期限（当該期限を超過した場合、レッサーもレッシーも当該リース契約から解放される）に関する定めを置くことを求めることも少なくない。

航空機オペレーティング・リース契約においては、引渡しは、通常、「現状有姿 (as is where is)」つまり、航空機の状態およびその所在について引渡時の現状のままで行なわれる。かかる場合、引渡後はレッサーは航空機の状態について何らの責任を負わなくなるため

(注33)、レッサーにとって、引渡前の航空機の状態、メインテナンスの状態等の検査は不可欠である。なお、実務においては、引渡時の航空機の状態に関する条件がすべて満たされなかつた場合であっても、引渡日以降一定の期間内にレッサーが当該条件が満たされたるべく修繕等を行なうと規定されるケースも少なくない。

航空機の引渡時には、レッサーからレッサーに対して受領証(Acceptance Certificate)が交付され、これにより、レッサーは異議を留めずに航空機の引渡しを了承したものとみなされる。

f リース期間(Lease Term)に関する条項

航空機の引渡日から一定の期間、または、当該一定期間が経過する前に解除その他によりリース契約が消滅する場合は、その時点までの期間がリース期間とされる。

リース期間の終了に関して、

レッサーがリース期間終了後当該航空機を売却せり、リースすることを決定した場合に、一定の

条件で当該航空機のリースを受けることが第一優先拒否権(first right of refusal to lease the Aircraft)がレッサーに対して付与されることがある。この場合、レッサーがかかる優先権を行使しない場合に、レッサーは当該航空機を自由に第三者に対してもリースすることができることになる。

g リース料(Rent)に関する条項

通常、リース料は、月額が固定され毎月支払われるリース料としての基本リース料(Basic Rent)と、一定の場合に支払わなければならなくなる補助的リース料(Supplemental Rent)が規定される。基本リース料は、通常、各リース料支払日に前払いられる。後述するよほど、クロスボーダーの航空機においては、レッサーの為替リスクを避けるために、リース料は米ドルにて定められるのが一般的である。

h セキュリティ・デポジット(Security Deposit)に関する条項

セキュリティ・デポジットとは、リース契約上レッサーによる不払いが生じたときのためにレッサーに対して預託される金銭である。このセキュリティ・デポジットは、リース契約が終了し航空機が返還される時に、精算されたうえでレッサーに対して返還される。

セキュリティ・デポジットは、前払リース料やメインテナанс・リザーブとともに、レッサーが契約上の義務を履行しない場合に、限定された範囲で防衛手段となるものであり、オペレーティング・リースにおいて重要な意味を有する。

i メインテナンス・リザーブ(Maintenance Reserve)に関する条項

メインテナンス・リザーブは、各ノンタル期間(Rental Period)リース料やメインテナンス・リザーブを計算する基礎となる期間であり、たとえば、各一ヵ月間)などに、当該レンタル期間の航空機の運航時間(Flight Hour)とともに、機体に関する(機体メインテナンス・リザーブ)、各エンジンに

関し(エンジンメインテナンス・リザーブ)、各エンジン部品に関し(部品メンテナンス・リザーブ)、着陸装置に関する(着陸装置メインテナンス・リザーブ)、それぞれ支払われ、機体、エンジン、エンジン部品、着陸装置等のそれぞれのメインテナンス(管理、修理、部品交換、検査等)費用に充てられる。

メインテナンス・リザーブの金額は、消費者物価指数やメーカーからの勧告、航空機の運航環境の変化、航空機の運航サイクルの変化に応じて調整されることが多い。また、とくに、定期的な航空機の精密検査(D-Check等)(注33)に実際につかった費用の金額により減額されることがある。レッサーが実施した精密検査の費用が、その時点においてレッサーにより保持されている機体メインテナンス・リザーブよりも少額の場合に、機体メインテナンス・リザーブが減額されることがある。なお、通常、第一回の精密検査の費用の一部(航空機引渡時までのFlight Hoursの割合

に(レッサー)はレッサーが負担する。

j 支払 (Payment) に関する
条項

レッサーによる支払は、相殺がなされる」となく、また、税金その他の控除・源泉徴収もなく支払われるべき旨の規定である。印紙税等税金の負担や支払遅延の場合の遅延利息に関しても規定される。

航空機はドル資産といわれており、その価値は米ドルで評価される。したがって、リース契約における支払をすべて米ドルにすることにより、レッサーの為替リスクはより小さくなるため、リース契約における支払は通常米ドル建てで行なわれる。

k 絶対的義務を定める条項
リース契約のもとでのレッサーの義務が絶対的なものであり、航空機の収用その他何らかの理由により航空機の利用ができないこと、航空機に関する登記登録等の欠陥、航空機の全損または損傷、当事者の破産等の事由により影響を受けない旨の規定である。

航空機オペレーティング・

リース契約において、レッサーは、レッサーが航空機を自らが所有するもののように運航、管理し、注意を払うこと、また、レッサーが契約上の義務を履行することを確保する必要があり（注34）、本条項はそのための条項の一つである。

l メーカーによる保証 (War-
ranties) に関する条項

航空機のメーカーが、メーカーから航空機を購入した者（レッサー）に対してなすさまざまな保証に関し、当該リース契約が、レッサーがメーカー等に対して有する機体、エンジン等の保証について有する権利に影響を及ぼさない旨、および、クレームの弁済金が原則としてすべて直接にレッサーに支払われる旨規定される。

ただし、レッサーは、機体、エンジン等の欠陥について製造したメーカーに対してクレームかかる第三者からもかかる約定を取り付けるべきである（注35）。

m 平穏な享有 (Quiet Enjoy-
ment) に関する条項

レッサーがリース期間を通してレッサーによる航空機の平穏な享有を妨害しない旨の条項である。レッサーの取引によって生じたリーエンをレッサーが消滅させるという内容も含められる。レッサーおよびレッサーの二者の単純な取引においては、レッサーによる約定としてこれを規定すれば足りるが、取引に

リース期間中、レッサーが航空機を占有する際の義務ないし約定を定める条項である。

① サブ・リース (sub-lease)
に関する条項

通常レッサーは、レッサーの事前の書面による許可なくサブ・リースする権利を有しない、または、あらかじめ許容されるサブ・リース先が限定列举される。

n 権原 (Title)、登録 (Regis-
tration and Filing) に関する条項

レッサーは、レッサーによる請求できる旨規定され、また、当該クレームがレッサーが修繕した航空機の欠陥に関する場合

や、リース期間中に航空機、エンジンまたは部品を使用できないことによる賠償である場合でかつ債務不履行事由が生じていない場合等一定の場合には、直接レッサーに支払われる旨規定される」ともある（Airframe Warranty Assignment、Engine Warranty Assignment）。

通常、航空機はこれを運航する航空会社の本国（登録国）において登録されなければならず、当該航空機の所有者であるレッサーの本国が登録国外である場合、当該登録国において外国人保有の航空機を登録することができるか否かについて確認しておく必要がある（注36）。

o 占有 (Possession) に関する条項

リース期間中、レッサーが航空機を占有する際の義務ないし約定を定める条項である。

① サブ・リース (sub-lease)
に関する条項

通常レッサーは、レッサーの事前の書面による許可なくサブ・リースする権利を有しない、または、あらかじめ許容されるサブ・リース先が限定列举される。

航空機の運航を妨げない範囲で、いつでも航空機、エンジンまたは部品を検査することができる旨定められる。

③ レンジャーによる航空機の処分に関する条項

レンジャーは、当該航空機の所有者ではないから所有権を危険に晒したり、航空機やエンジン、部品に担保権を設定することができない。

また、通常レンジャーは航空機の一部を航空機から取り外すことも禁止される。ただし、部品の交換に関して新たな部品が何らの手続を踏むことなくレンジャーのものとなるのであれば、許容されるのが一般的である。

④ 定置場に関する条項

⑤ 記録に関する条項

レンジャーが当局の指示および適用法規に従い、航空機の飛行およびメインテナンスの記録を保管する旨の規定である。

⑥ メインテナンスおよび修理に関する条項

航空機ファイナンス・リース

と異なり、航空機オペレーター・リースにおいては、航空機の状態を良好に保持することがより重要であり、メインテナントに関する条項は重要である。航空会社と航空機を管理する業者との間において航空機の管理に関する契約（maintenance agreement）が締結される場合、レンジャーがかかる管理に関する契約の当事者ではないにもかかわらず、その内容を確認することが多く、また、かかる管理に関する契約のもとににおいて紛争が生じた場合にレンジャーに通知をする旨や、レンジャーの債務不履行によりリース契約が終了した場合にかかる管理に関する契約がレンジャーとの間ににおいて効力を維持する旨規定されることもある。

そして、かかるメインテナンスに関しては、レンジャーから要求があり次第、レンジャーが所定のメインテナンス・プログラムおよび書類、返還時行なうべきメインテナンス・プログラムや書類の写しをレンジャーに交付する等規定され（後記第⑥項）、レンジャーのメインテナンスにつ

平成10年1月施行の新民事訴訟法に対応。
立法担当者・保全実務運用担当者によるコメント

注釈 民事保全法 [上・下]

監修 山崎一郎
著者 木村義典
監修 木村義典
著者 木村義典

法務省、裁判所の立法担当者、東京・大阪地裁で保全実務に携わる裁判官を中心とした執筆陣による、詳細なコメント。

- ◆平成10年1月に施行された新しい民事訴訟法に対応。改正に伴う民事保全法の改正点についての詳細な解説をありこむ。
- ◆民事保全規則についても関連規定において解説。
- ◆(注)を本文にありこみ、文献の引用を最小限にとどめる等、わかりやすさを重視した編集方針を徹底。



法人 民事法情報センター | 販売 株式会社 きんざい 書籍係 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
(03)3358-2891(直通)

いて検査する権利が、ファイナ
ンス・リースの場合と比較して
強化される。レッサーは、航空
機のメインテナンスに関して、
通常次のような義務を負う。

- (a) 航空機の耐空性を維持
し、修理し、航空機を良好な状
態に保つ。
- (b) 定められたメインテナン
ス・プログラムを、レッサーの
同意なく変更しない。
- (c) 定められた業者を通じ
て、規定のメインテナンス・プ
ログラムに従い、すべてのメ
ジャー・チェック (C-Check,
multiple C-Check, D-Check
等) を行なう。
- (d) 航空機の規則に従い航
空機をメインテナنسする。
- (e) 航空機、エンジンおよび
部品に関する検査命令、変更要
求、耐空指示等に従う。
- (f) 航空当局の法律、規制に
従う。
- (g) 耐空証明を維持する。
- (h) 航空当局により求められ
た場合、メインテナансに関する
証明書を維持し、その写しを
レッサーに提供する。
- (i) 必要に応じてエンジンま
たは部品等を交換する。

⑦ 飛行禁止区域に関する条項
レッサーは、航空機を、国際
連合安全保障委員会が制裁対象
としている国や地域へ向けて運
航してはならない。規定され
る。

(注29) なお、航空機の型式、製

造者番号は航空機登録証明書に
より確認することができます。ま
た、航空機それ自体の概要につ
いては耐空証明書および型式証
明書により確認することができる。

(注30) 西川知雄『国際リース契
約の手引』二〇七頁。

(注31) 航空機のカーペットおよ
びシート・カバーは、レッサー
の費用でレッサーにより調達さ
れるとされるのが一般的であ
る。

(注32) 「現状有姿 (as is where
is)」としても、引渡時の航
空機の状態に関して一定の条件
が付され、「かかる条件以外の
瑕疵担保責任は負わない」とい
う趣旨である。

(注33) 航空機の定期検査には、
守備範囲の最も狭い A
-check、次に守備範囲の狭い

B-check、一年」とに行なわれ
る比較的主要な精密検査である
C-check、最も広範囲にわたつ
て行なわれる精密検査である D
-check がある。航空機オペ
レーティング・リースにおいて
は、リース期間終了後に航空機
がレッサーに返還される直前に
C-check を行なうことが要求さ
れるのが一般的である。

英國においては、原則として
当該航空機を英國民が保有する
場合でなければ登録することができ
ないが、(1)外国人が英国内
に place of business を有する
場合であつて民間航空大臣
(Civil Aviation Authority) が
登録を認める場合、および、(2)
航空機が英國民に対し賃貸
(charter by demise) がされてい
る場合であつて民間航空大臣が
登録を認める場合には、例外的
に英國民以外が保有する航空機
を登録することも認められてお
り、民間航空大臣に広範な裁量
権が与えられていて、登録の変
更が弾力的に行なわれること
とされている(坂本昭雄『現代
航空法』一四五頁以下参照)。

ある航空機で、かつ、外国にお
いて登録されでいないものでな
れば登録するといふことができない
(Federal Aviation Act, Sec.
501(b))。

◎

航空機オペレーティング・リース契約と実務(下)

弁護士 瀬野 克久
弁護士 岩瀬ひとみ

■ 航空機オペレーティング・リース契約における法的問題および主要条項(実務経験を踏まえて)(承前)

2 主要条項の内容(承前)

p 保険(Insurance)に関する条項

航空機オペレーティング・リースにおいては、レッサーが航空機を所有しているため、航空機オペレーティング・リースにおいては、レッサーが航空機を運航しないことまたはレッサーの指定する空港へ移動させるよう求めることができるもの等が規定される。

失または損傷した場合に備えて、航空機の価値を確保しておくれ必要がある(注37)。

そこで、レッサーは、リース期間中、航空機をレッサーが満足する保険に付さなければならぬ旨、レッサーが保険に付さない場合、レッサーは自ら保険料を支払い、保険に付すことができ、この場合、レッサーは直

ちに支払金額を所定の利率による遅延利息とともにレッサーに對し支払わなければならない旨、また、所定の保険が付され

るまで、航空機を運航しないことまたはレッサーの指定する空港へ移動させるよう求めること

ができる旨等が規定される。

保険会社を一定の信頼できる

保険会社に限定すること、また、信用力がそれほど大きくな

い保険会社との間において保険

が付されたり、当該保険会社の

信用力が不明な場合(注38)に

は、万一当該保険会社が倒産し

た場合であっても、再保険会社

が被保険者に対して直接保険金

を支払う旨の規定が置かれるこ

●目次

■ 航空機リースの現状

1 航空機リースの現状

2 日本における航空機ファイナンス——税制改正によるクロスボーダーのJなしの終焉

■ 航空機オペレーティング・リースに対する需要

3 航空機オペレーティング・リース

■ 航空機オペレーティング・リースの特徴

1 航空機オペレーティング・リースの意義

■ 航空機オペレーティング・リースの歴史

2 航空機オペレーティング・リースの特徴

■ 航空機オペレーティング・リースの将来的展望

3 航空機オペレーティング・リースの歴史

■ 航空機オペレーティング・リース取引における留意点

4 航空機オペレーティング・リース取引における留意点(以上一五四四号)

■ 航空機オペレーティング・リース契約における法的問題および主要条項(実務経験を踏まえて)

2 主要条項の内容

3 国際取引における留意点

4 日本における航空機リースの将来的展望

ともある(カット・スルーリ

保険を維持すべき旨規定される

ことである。

免責規定のもとにおける責任

保険の種類に関しては、通常、機体保険(Hull Insurance) (注40)、戦争保険(War

Risk Insurance) (注4), 第III

レッサーが保有する。

者賠償責任保險 (Third Party Liability Insurance) (註4)

(c) 第三者賠償責任保険の保険金は、保険者が第三者に支払

う場合を除き、レッサーに直接

支払われる。レッシーがすでに返出へこ場合は、ノッサーへ捕

二二

9

合に關する條項

て、いるか否かを検査するためには、いかに合理的な手段を講ずるか、③最新日までの航空日誌 (Journey log book) を備えているか等を確認する必要がある。

合や、さらにはレッサーは通常の保険料を支払った後も、リース期間終了後もかかる補償料が発生する。この場合、リース期間終了後もかかる補償料が発生する。この場合、
則記 p 参照)。

(注43) 等が考えられるが、場合によつては政治危険保険(Political Risk Insurance)も

d) 責務不履行事由が生じて支出した場合は、レッシーに補填するため支払われる。

レッサーがレッサーをあらゆ

が、当該航空機が政府その他関

考慮する必要がある。これらの中の内容についても十分に考慮する必要がある。レッサーによれば、保険会社ないし保険ゴーグルは、保険会社との連絡をとり、かかる保険が必要か確認すべきである。

に支払われる。
なお、保険に関しては航空機の引渡時に、ソッサーは、保険会社から保険が付されていふことを確認する証明書 (Certificate of Insurance) を取扱い

保険金の支払に関しては、常、次のように規定される（法）。

て、当該航空機が通常は不供給されていることを確認する必要がある。

(a) 全損の場合、まずレ
サーに支払われ、レッサーに
して支払われるべき金額を差
引いた残額がレッサーからレ
シーに支払われる。

また、保険事故が発生した場合に保険契約に基づいて保険金が支払われるためには、所定の条件（担保条件）が遵守されいる必要があり、レッサーと

(b) 全損以外の場合で、一
金額以上の保険事故の場合、
保険金はレッサーに支払われ、
修理費用に充てられる。一定金
額以内の保険金は、保険者から
直接レッサーに支払われ、また
直接修繕費に充てられ、残額

では、かかる担保条件として、
①航空機が飛行の開始にあた
て常に有効な耐空性証明書 (ce-
tificate of airworthiness) を被
けること、②保険契約者、被
險者はその時々において適用
なる航空関係法規等を遵守する

たはその状態にするために必要

(b) 引渡田の全損の後は

卷之三

s 航空機の返還 (Return of Aircraft) に関する条項

リースが終了した場合の航空機の返還に関して、返還時期、返還場所、返還条件 (return condition)、返還前のレッサーによる検査 (最終検査) (注

47)、航空当局における航空機の登録抹消、メインテナンス・プログラム、燃料の取扱い (注 48) 等について規定される。航空機オペレーティング・リースにおいては、返還の際の物理的な状態は航空機の剩余価値に重大な影響を及ぼすため、これら点につき詳細に規定される。

また、返還が遅延した場合の取り扱いについても併せて規定される。

レッサーとしては、リース期間における航空機のメインテナансに関する条項以上に、航空機を返還する際の航空機の状態に関する条項に留意し、レッサーが直ちに他の航空会社にリースできるような状態でレッサーが航空機を返還すべきこと、最低でも引渡時と同程度のメインテナанс状態でレッサーが航空機を返還すべきこと、ま

たはその状態にするために必要な費用をレッサーが支払うべきことが確保されているか確認することが必要がある。

t メインテナンス・リザーブの返還に関する条項

は、メインテナンス費用に充てるためのものであるから、レッサーは、レッサーから、メインテナンス開始後一定期間内かつリース期間終了時に請求書等必要書類を提出させることにより、レッサーに対しても、航空機のメインテナンス費用をメインテナанс・リザーブから返還しなければならないことになる。

したがって、メインテナンス・リザーブが返還される場合およびさえない場合、ならびに返還される場合は、その時期について具体的に規定される。

u セキュリティ・デポジットの返還に関する条項

セキュリティ・デポジットが返還されるべき時期およびその金額が規定される。

返還されるべき時期についても、たとえば、(a) 航空機がレッサーに返還された日、あるいは

は、(b) 引渡日以降の全損の後に

レッサーに対して一定の金額が支払われた日から起算して一定の期間以内、または、当該リース契約その他のレッサー (また

は、その関連会社等) とレッサーとの間の契約上、レッサーが払金をすべて支払った場合等とされ、金額については、たとえば、(a) セキュリティ・デポジットの残余金、(b) 航空機の返還日または所定の金額を支払った日以降受領した当該リース契約に基づくリース料、および(c) 機体テナанс・リザーブの残額 (航空機返還後直ちにD-Checkがなされる場合のみ) の合計額と規定される。

v 税金その他の費用に関する条項

許認可および登録に要した費用、当該リース契約および航空機に関連して税金その他当局により課される金員の負担に関する規定である。通常、レッサーがすべて負担すると規定される

税金を除くことを明記すべきである。
なお、源泉徴収税に関しては、契約のクロージング前にこれが課されないことを確認し、さらに、将来レッサーの収入に對して源泉徴収税が課されるようになることもありうるので、かかる場合の処理についても規定することが望ましい。

w 債務不履行事由 (Event of Default) に関する条項

債務不履行事由および債務不履行が生じた場合のレッサーの権限について規定される。

① 債務不履行事由は、通常のリース契約その他の契約と同様、リース料等の不払い (注 49)、保険の解約等、その他の契約条項の不履行、表示または保証が不実と判明した場合、レッサーまたはその子会社の支払不能その他倒産等の場合、レッサーによる航空機の不受領等とされる。なお、レッサーが当該レッサーに対して複数の航空機をリースしている場合には、他のリースにおける一定額以上の不履行も債務不履行事由とされることがある (クロス・

ディフォールト条項)。

(2) 債務不履行行事由が生じた場合のレッサーの権利として、リース契約を終了させる権利(注50)、リース契約の履行を強制する権利、航空機の占有を回復する権利、当該リース契約をないものとして航空機を売却しないし処分する権利等である。

航空機の占有を回復するためには、レッサーがレッサーの所有、占有またはコントロールする敷地に立ち入ること、特定の空港に航空機が戻されることを確保する必要がある。そして、煩雑な手続を避けるために、航空機の返還または航空機の移動に関してレッサーがレッサーより代理権を授与させることが多い。また、登録抹消等の手続に関して、レッサーはレッサーが求める必要なすべての行為をなし、レッサーに対して代理権を授与するといれる。

x 講渡 (Assignment of Leases) に関する条項

通常、レッサーはリース契約上の権利の譲渡またはこれに対

する担保設定を禁止される。

レッサーは、リース契約上の権利または航空機に対する権利を譲渡できる(注51)。そして、レッサーのかかる権利を実効的にすべく、レッサーは当該譲渡に関してレッサーに協力する旨規定される。

y 準拠法 (Governing Law) および裁判管轄 (Jurisdiction) に関する条項

準拠法の選択に際しては、将来紛争が生じた場合に、管轄裁判所においてかかる準拠法が適用されるかを確認すべきである。また、レッサーたる航空会社の本国の法律との関係においてもこの点を確認し、レッサーの本国の法律によりリース契約が当該国の法律に準拠すべきであるとされてい場合には、他の国(の法律)を契約において定めることとの有効性をかかる国弁護士に確認する必要がある。当該管轄裁判所のもとにおいてかかる準拠法に基づく執行ができる場合、契約書に記載された権利(注52) (注53)。

3 國際取引における留意点

航空機オペレーション・リース契約というストラクチャー自体が問題となっている國の法制度のもとににおいて、当該ストラクチャーが認められるか否かといいう問題である。航空機オペレーション・リース契約であるから、航空機の所有権はレッサーにある。したがって、かかるレッサーの所有権が航空機の登録国において認められるか、レッサーが航空機の何らかの持分を有するとみなされないかをまず確認する必要がある。レッサーが航空機の持分を有すると判断されると、レッサーが第三者に航空機を譲渡したり、その他の处分をすることが認められることになる。

国によっては、航空機の所有権をレッサーに残したまま占有をレッサーに移転するという契約

(hire purchase & 所有権留保付賃貸契約 (conditional sale agreement)) を認めない国もあるので、そもそもリース契約といふもの自体が認められるかを確認する必要があるのである。

a ストラクチャーに関する問題

この問題は、レッサーが倒産した場合に、航空機の占有を回復できるか否か(占有回復のために必要な具体的手続についても確認すべきである)という問題にも繋がる。

b 國際契約であることから生じる問題

まず、契約において指定されている準拠法と航空機が実際にある國の法律との抵触の問題、つまり國際私法の問題がある。たとえば、レッサーが航空機を購入するための売買契約において、レッサーが航空機の所有権を取得するためには、何が必要か(Bill of Sale か、航空機の占有の移転か)という問題である。契約書の準拠法および航空機の存する國の法律(國際私法)に当たり、契約においていかなる手続、要件が必要か確認する必要がある。

通常、レッサーはリース契約上の権利の譲渡またはこれに対する必要がある。

また、航空機が国境を越えて運航される場合、ある国の政府により航空機の没収等が行なわれるという危険も考えられる。このような政治的リスクを回避するために、政治的リスクをカバーするための政治危険保険を

また、航空機が国境を越えて

付する必要がある場合もある。

モーゲージを有しない場合であっても、保険を付かねばならない場合もある。

これらの問題は、純粹に一国内においてリース契約が締結される場合（レッサーおよびレンジャーの国、航空機の運航路線が一国内にとどまる場合）には考慮する必要がない。

四 日本における航空機リースの将来的展望

日本のリース市場、ことに、航空機リース産業は、過去三〇年ほど間に世界的にみてもかなり活発な市場に成長した。一九七年の税制改革により、クロスボーダーのJリースは終焉を迎えたが、投資家の節税なし投資の欲求までも消滅してしまうとは考えられない。今後は、投資家の節税なし投資の欲求を満たすためにJリースとは異なる新たなストラクチャーの開発が望まれ、また、実際にかかる開発がなされるであろう。新たなストラクチャーとして、多くの金融機関が注目しているもの一つは、航空機オペレーティング・リースである（注54）。税務メリットのみを求めたJリース取引と、投機的・冒險的なオペレーティング・リース取引と

は、投資家が負うべきリスクの大きさは異なるが（注55）、ある意味において類似する。Jリースに投資し法人税の繰延べをしていった投資家が、付随するリスクにもかかわらず航空機オペレーティング・リースを試みる可能性は少なくないであろう。

（注37） ファイナンス・リースにおいては、レッサーは航空機を媒介としてレンジャーに対してファイナンスをするだけで、航空機の担保価値に注目しているわけではないため、必ずしもリース物件に保険を付する必要はない。もともと、ファイナンス・リースにおいても、レンサーが航空機上にモーゲージを有する場合は、保険を付する必要があり、また、航空機上に

（注38） 発展途上国等において、該国に保険会社を通じて保険に付せなければならぬ等。

（注39） 通常は二年を超えない期間である。

（注40） 航空機の機体、エンジンその他の部品をカバーする保険である。カバーする範囲については、保険証券上の明細書に明記されている内容、付属品等を確認する必要がある。

（注41） 航空機が戦闘地域を飛行中に被る危険（損傷、ハイジャック等）をカバーする保険である。

（注42） 航空機が墜落等した場合に、第三者に対して負う損害賠償責任をカバーする保険である。

（注43） 乗客が航空機搭乗中、乗降中に被った身体障害や受託手荷物の損害に対する賠償責任をカバーする保険である。

（注44） よく利用されるのはAVN67B といふ保険証書である（「Airfinance Journal」一九九七年六月号、四頁）。

（注45） 航空機が墜落して、乗客

や地上の人間や建物に損害を及ぼす等。

（注46） 1982 UK Civil Aviation Act 等。

（注47） 最終検査のほか、操縦席の検査（operational ground check）、デモ飛行（demonstration flight）等も行われる。

なお、最終検査の結果航空機の状態が所定の条件に合致しない場合、レッサーは、選択により、（a）直ちにその不遵守を是正する（b）航空機の返還を受け損傷賠償請求する（c）が可能である。

（注48） 引渡時の燃料と返還時の燃料とが返還場所の価格で調整される。

（注49） 理論的には、支払期日の経過と同時に債務不履行に陥るが、時差等の関係で送金手続上の技術的問題等によりこの支払が支払期日に必ずしもできないことがある。

（注50） その場合リース契約上のレンジャーの権利は終了するが、レッサーの権利は継続する。

(注51) 当該譲受人がリース契約に基づくレッサーによる航空機の平穏な享有を保証し、かつ、セキュリティ・デポジット、メンテナンス・リザーブの引継ぎが適切になされることが条件である。

(注52) リース契約上で実際上一番問題となりうるのは、リース代金の不払いというレッサーによる債務不履行である。

(注53) これは、管轄裁判所と準拠法の国が異なる場合に、外国判例の執行という形で問題となってくる。たとえば、わが国では、外国裁判所の確定した判断は、民事訴訟法一一八条の要件をすべて満たした場合に限り承認され(民事訴訟法一一八条)、執行判決を得たうえでなければ執行できない(民事執行法二四条三項)。オランダ、ギリスにおいては外国判決に基づき執行するためには、執行判決ではなく外国判決に基づく訴えの提起を要する(高桑昭「外国判決の承認及び執行」鈴木忠一・三ヶ月監修「新・実務民事訴訟講座7 国際民事訴訟・会社訴訟」一四五頁以下)。

(注54) 「Airfinance Journal」
一九九九年一月号二八頁。ま

た、ある金融機関は、外貨建ての借入れによる航空機オペレーティング・リースを利用した新たなストラクチャーをすでに開発したといわれている。

(注55) JLSの投資は、信用力の高いファーストクラスの航空会社を相手とする為替変動に影響されない全額支弁のファイナンス・リースであり、確実な利益で円のキャッシュ・フローを購入しているにすぎないに對し、オペレーティング・リースは、信用力の低いレッサーを相手とする取引であり、資産価値の下落のリスク、為替リスクを内在する。

◆デリバティブ法務の
基本テキスト！ 好評のロングセラー！

デリバティブ取引の 法務とリスク管理

福島 良治著 A5判・上製・288頁・定価3,780円(税込)

デリバティブ取引の法務問題を体系的にまとめた実務解説書！

- ◆クレジット・デリバティブや担保契約・保証契約をはじめ多様化した実務や法制度・契約手続とそれに係る諸問題、法律問題を詳解。
- ◆デリバティブ損害金の請求に関する訴訟事例、リスク説明義務についての判例と理論を詳説。

社団法人 金融財政事情研究会 お申込先→(株)きんざい 書籍係 〒160-8520 東京都新宿区南元町19
電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0036